選手の登録の消除に関する業務の方法の特例に関する規程 (2020年6月18日 20200615製第1号認可)

(目的)

第1条 この規程は、2020年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の発令等により、多くの競輪施行者が競輪の開催を中止したことから、選手の出走回数について、回数の確保及び均等化ができていない状況になったため、公益財団法人JKA(以下「本財団」という。)の競輪に係る業務の方法に関する規程(以下「業務規程」という。)第81条に基づき、各年の1月から6月まで(前期)及び7月から12月まで(後期)の2期において行う級班の格付けの後に行う業務規程第83条第1項第3号及び付則第2の規定に基づく登録審査のうち、2020年1月から6月まで(前期)終了後に行う級班の格付けの後に行う登録審査(以下「2020年前期登録審査」という。)後に行う業務規程第83条第1項第3号の規定に基づく競走の成績が不良である選手の登録の消除について、業務規程の特例を定めることを目的とする。

(登録消除の特例)

第2条 本財団は、業務規程第83条第1項第3号の規定にかかわらず、2020年 前期登録審査において登録消除に該当することとなった選手の登録を消除しない。

(最低出走回数の変更)

第3条 本財団は、2020年前期開始前に定めた業務規程付録第2第1項第1号に 規定する登録審査用得点算定最低出走回数については、同期中に変更することとし、 その回数は、別に定める。

(通知の特例)

第4条 本財団は、業務規程付録第2第1項第1号後段の規定にかかわらず、202 0年前期については、同期中に前条の変更を選手に通知する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2020年6月18日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、2020年前期登録審査を行う期間の末日限り、その効力を失う。